

令和3年度 第1回

越谷市地域公共交通協議会会議録

令和3年4月14日

越谷市中央市民会館4階

第13～第16会議室

越谷市都市整備部都市計画課

令和3年4月14日

令和3年度第1回越谷市地域公共交通協議会 議事日程

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

越谷市地域公共交通計画の策定について

4. 報告

新方地区住民との協働による新たな公共交通の導入に係る実証運行について

5. その他

6. 閉 会

出席委員

市の職員	林	実	委員
	小川	和彦	委員
	鈴木	正明	委員
関係行政機関の職員	清家	裕之	委員
	河内	克己	委員
	上山	明	委員
	根岸	甚高	委員
関係公共交通事業者等	會田	皓章	委員
	小川	幸一	委員
	金子	茂	委員
	小瀧	正和	委員
	田沼	健一	委員
	小平	隆宏	委員
	女ヶ沢	健一	委員
	鶴岡	洋	委員
	信清	智之	委員
	深津	光市	委員
	佃	晋太郎	委員
	和佐見	文男	委員
公募による市民	河上	繁	委員
	残間	郁子	委員
学識経験者	久保田	尚	委員
自治会を代表する者	深野	弘	委員
欠席委員			
	渡邊	正	委員
	荻原	政晃	委員
	稲荷	七三	委員
	小笠原	均郎	委員

都市計画課

副部長（兼）	課長	田中	祐行	
調	整	幹	北村	真一
主		幹	染谷	正直
主		幹	北島	文記
主		事	関根	直人

事務局（都市計画課）

主	任	瀧口	志保
主	任	佐藤	孝彦

午前10時00分

◎プレ開会

事務局 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回越谷市地域公共交通協議会を始めさせていただきます。

本日、司会を務めさせていただきます都市計画課の瀧口でございます。よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用の上、着座にて失礼いたします。

初めに、本日の委員の出席状況でございますが、本日は渡邊委員、荻原委員、稲荷委員、小笠原委員が所用のため欠席されておりますが、越谷市地域公共交通協議会条例第6条第2項の規定により、委員の過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。

次に、前回から委員の変更がございましたので、新たな委員の方をご紹介させていただきます。名簿の順に選出区分とお名前を紹介させていただきます。

越谷市地域公共交通協議会条例第3条第2項第2号の規定に基づき選出されました清家裕之委員でございます。

清家委員 清家でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 同じく、河内克己委員でございます。

河内委員 河内でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

久保田会長、よろしくお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。会長を仰せつかっております久保田尚でございます。

私も着座でお願いさせていただきます。

本日はこのような非常に特殊な社会状況の中、こういう万全な体制を事務局のほうで用意していただきまして、無事に開催にこぎつけることができました。どうもありがとうございました。変則的な会議室の状況でございますけれども、いつもに変わらず慎重かつ前向きなご議論をいただきたいと思っております。

本日は次第にもありますように、これまで皆様にご議論いただいてまいりました地域公共交通計画の素案という形で今テーブルに載っていると思っておりますけれども、これにつきまして、ある意味締めくくりの議論をさせていただきたいと思っております。

さらにその中で、議論が出てきましたいわゆる各地域の空白地域の問題の一つとして、新方地区の状況についてご報告いただけるというふうに伺っております。これも私も楽しみにしております。

というわけで、限られた時間ではございますけれども、本日も最後までどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日お配りしております次第、越谷市地域公共交通協議会委員名簿、次に、事前に郵送しております越谷市地域公共交通計画（素案）でございます。

不足はございませんでしょうか。

◎議長の決定

事務局 なお、越谷市地域公共交通協議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長となりますので、これより久保田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

久保田議長、よろしくお願いいたします。

◎開会宣言

議長 では、ここから、令和3年度第1回越谷市地域公共交通協議会を開会とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

議長 まず最初に、規定に基づきまして、今日の会議録署名委員を指名させていただきます。

まずは鶴岡委員、よろしいでしょうか。それから信清委員、よろしいでしょうか。

では、お二人をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎傍聴者入場

議長 続きまして、傍聴者について事務局よりご報告をお願いします。

事務局 本協議会は原則公開ですが、先般、傍聴の定員を10名として所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、傍聴者、報道関係者ともにおりませんでしたので、ご報告いたします。

◎議事

議長 それでは、議題を始めたいと思います。

本日の議題、まず、越谷市地域公共交通計画の策定についてを議題といたします。

事務局よりの説明をお願いします。

◎議事の説明

都市計画課 それでは、議題1、越谷市地域公共交通計画の策定につきまして、北島が説明させていただきます。

では、少し長くなりますので、着座にて失礼いたします。

前回、令和3年2月10日の地域公共交通協議会では、越谷市地域公共交通計画の骨子につきまして提案いたしまして、ご意見をいただきました。今回はそれを踏まえ、越谷市地域公共交通計画の素案を作成いたしました。

本日お持ちいただきました資料1の素案の表紙をおめくりいただき、目次の欄をご覧ください。

前回の協議会で提案した骨子の内容が、この素案の第1章から第4章になっております。さらに引き続きまして、第5章の取組内容のほうに本計画で実施する事業を記載しております。また、第6章の計画の実現に向けての項目に本計画の実現に向けた目標をまとめております。今回はこの第5章、第6章を中心にご説明いたします。

まずは、素案38ページをご覧ください。

こちら、38ページに、骨子において設定いたしました基本方針がページの左側です。そして、それにひもづく実施事業の案を右側に記載しております。

まず、左上の基本方針1につきましては、交通ネットワークの形成につきまして、中ほどの基本方針2につきましては公共交通の使い勝手の向上につきまして、一番下、基本方針3につきましては公共交通の利用促進についてとしております。

なお、前回の骨子で基本方針2としました、誰もが利用しやすい公共交通環境の形成といったことでしたが、こちらは基本方針1にございます文末の「形成」というところと表現が似ているため、基本方針2の文末を、公共交通環境の「整備」と変更させていただきました。

これらの基本方針にひもづけまして実施事業を設定しております。そして、この実施事業のタイトルの右側には、現在の地域公共交通網形成計画から継続する事業であるか、それとも新

規事業であるか、（継続・発展）とか（新規）という形で、今回の素案では分かるように示させていただきます。

続きまして、各事業について見てまいります。

まず、こちら素案の39ページ、実施事業1-1になりますけれども、こちらは、これまでの地域公共交通網形成計画から継続、発展させる事業としまして、バス路線の維持・充実としております。

市内の移動手段として多く利用されているバス路線ですけれども、近年、利用者の減少等により廃止や休止する路線が生じております。今後、高齢者が増加し、乗合交通による移動の確保が必要となってまいります中で、乗合交通による市民の移動手段を維持、充実するため、市民の皆様が積極的に路線バスを利用させていただくとともに、新たな路線の要望があった場合には、利用者のニーズや運行効率を踏まえた持続可能なバス路線の検討が必要になるものと考えまして、バス路線の維持、新設や見直しに努めるという案とさせていただきます。

続きまして、素案の40ページになります。

こちらは実施事業1-2になっておりまして、こちらは継続事業としまして新たな公共交通の導入に向けた取組を設定しております。こちらは、現在、新方地区で検討中の取組を進めまして、それを踏まえ、ガイドラインの作成、他地区への展開を図るものとなっております。

続きまして、41ページの実施事業1-3であります。

こちらは新規事業といたしまして、地域の多様な輸送資源を活用する取組の検討としております。こちらにつきましては、法律の改正を踏まえまして、路線の新設や新たな公共交通の導入が難しい場合に、自家用有償運送や企業送迎バスなど、地域の輸送手段を活用して移動手段を確保することができるかどうか、新たな路線の要望等に応じて必要な手段を検討していく案としたものです。

続いて、実施事業の2となります。こちらは公共交通の使い勝手を向上する事業となっております。素案の42ページからとなっております。

こちら42ページの実施事業2-1になりますが、こちらは継続事業としまして公共交通利用環境の改善としております。

これまでの地域公共交通網形成計画におきましては、バス乗り場を利用環境改善の対象としておりましたが、今回、タクシー乗り場の改善も含めまして、バスやタクシー乗り場について、利用者の方々が待つ環境の整備を図る案とさせていただきます。また、併せまして、バス停付近でバスを待つことができるバス待ちスポットやまち愛スポットの登録の拡大を図っていく

ものとさせていただいております。

続きまして、素案の43ページ、実施事業2-2になります。

こちらは、継続事業といたしましてサイクル&バスライドの推進としております。こちらは、これまでサイクル&バスライド駐輪場の設置は公共施設への設置がほとんどでしたが、今後、民間施設への設置も視野に入れまして、利用者への周知を図りながら実施するものとしております。設置の際には、どういったところに設置する必要があるのか、そういった必要性ですとか可能性を検討しながら、実施を図ってまいります。

続きまして、素案の44ページ、実施事業2-3になります。

こちらは、継続事業といたしましてノンステップバスの導入促進としております。これまでも地域公共交通網形成計画の中でノンステップバスの導入を図ってまいりまして、支援をさせていただいたところですが、引き続きこちら継続事業とさせていただきます。

続きまして、実施事業2-4、こちらは素案の45ページになります。

こちら継続事業としまして鉄道駅のバリアフリー化としております。これまでの地域公共交通網形成計画におきましては、内方線付き点状ブロックの設置を鉄道駅のほうで進めることとしておりました。その中で、市内の駅、必要なところにつきましては既に設置が完了しまして、平成30年度からはホームドアの設置のほうが行われております。そういった中で、ホームドアが北越谷駅、新越谷駅に設置されてまいりましたが、引き続き越谷駅、蒲生駅への設置が予定されておまして、これについて推進してまいります。

また、目の不自由な方がホーム外へ転落する事故を防止する取組としまして、埼玉県と協力しまして、目の不自由な方に対するホームでの声かけサポート講習会、こちら地域公共交通網形成計画の中でこれまで実施した経過がございますが、こちらを引き続き進めてまいりたいと考えております。

続きまして、素案の46ページになります。

実施事業2-5でありまして、こちらは継続事業として鉄道駅における乗り継ぎ円滑化としております。こちらは、駅改札付近に多言語化したバス・タクシー乗り場の案内板の設置を図りまして、乗り継ぎの円滑化と市へ来訪する方の利便性向上を図ってまいります。これまでの地域公共交通網形成計画の中では取組が図れなかったところがございますが、こちらにつきましては新たにその計画を引き継ぎまして進めてまいる考えでございます。

続きまして、素案の47ページ、実施事業2-6になります。

こちらは、新規事業としまして新たなモビリティサービスの検討としております。令和元

年度より越谷市周辺5市1町とさいたま市で構成する新たなモビリティサービスによるまちづくり協議会が設立されまして、この協議会におきまして、シームレスで安全に移動できる社会を目指して、新たなモビリティの実証試験を行っております。これらに参画しながら、越谷市としましても、本市におけるMaaSをどのように活用できるか検討するものとして盛り込みました。こちらは基本的に調査、検討を進めてまいる事業として入れさせていただいております。

続きまして、素案の48ページになります。

実施事業2-7になります。こちらは新規事業としてバスロケーションシステムの導入促進としております。

少し古い調査になりますが、平成26年度に行いました越谷市公共交通基礎調査という調査がございまして、この中で、鉄道やバス、タクシーにつきまして、利用者の方に満足度調査をしております。そういった結果の中で、バスにつきましては、運行情報の分かりやすさが改善してほしいというご意見が多いところございまして、そういった満足度調査を踏まえまして、バス利用者の方の利便性向上を図ることにつきまして、事業2-6で挙げたMaaSの仕組みを検討する中でも、こういったバスロケーションシステム導入が前提となるシステムと想定されますことから、今回、新たに案として盛り込ませていただきました。

続きまして、素案の49ページになります。

こちらは実施事業2-8となりまして、こちらも新規事業として交通系ICカードの導入促進としております。越谷市では鉄道を交通結節点として公共交通が多く利用されております。こういったことを踏まえまして、事業2-7のバスロケーションシステム導入促進と同様に、今後MaaSにおきましてはICTによる決済の導入が前提となると考えられるものでありますことから、新たに案として盛り込ませていただきました。

続きまして、ページをおめくりいただいて、素案の50ページになります。

こちらは実施事業3-1となりまして、継続事業としてモビリティ・マネジメントとしております。これまでの地域公共交通網形成計画の中では具体的な取組が図れなかったところになっておりまして、ここの間では昨年度、令和2年度に実施を予定しておりましたバスの乗り方教室の開催など、今後も取組を図っていく案として継続させていただいております。

続きまして、素案の51ページになります。

こちらは実施事業3-2としまして、継続事業です。こちらは公共交通網に関する情報案内の充実としております。こちらは、今回皆様の机に置かせていただきましたが、こしがや公共

交通ガイドマップ令和3年3月版、こちらを作成してまいりまして、公共施設に一般配布してまいります。

あわせて、こちらにつきましては電子版、スマートフォン等のアプリでガイドマップを利用していただけるといったような形で、昨年から作成をいたしまして、こういったものについても周知を図ってまいりたいと考えております。さらには、公共交通ガイドマップにつきまして、これまでは公共施設が中心となっておりますが、今後は宿泊施設ですとか、そういった民間施設についても配布を検討しながら、引き続き実施してまいりたいと考えています。

続きまして、素案の52ページになります。

こちら実施事業3-3となっております。こちらは新規事業としてバス・タクシー運転者の確保・育成としております。現在、バスやタクシーの運転者が不足しておりまして、バス路線の維持やタクシーの利便性確保が難しくなっている状況がございまして、バスやタクシー事業の紹介ですとか就職相談の支援など、他市町村の取組も調査、検討しながら、バス、タクシーの運転者の増加に結びつくような取組を図る案として上げさせていただきました。

続きまして、素案の53ページになります。

こちらは実施事業3-4といたしまして、新規事業としてシルバーサポーターの導入促進としております。こちらは埼玉県のほうで実施する事業になりますが、スーパーや小売店を中心としまして、運転免許を返納した方に交付させていただく運転経歴証明書の提示により、そういった利用料金割引などの特典を受けられる制度となっております。今後越谷市におきましても、高齢者がさらに増加してまいりますので、さらに増加する高齢者の方々へ公共交通の利用促進を図るため、今回案として盛り込ませていただきました。

第5章の取組内容につきましては以上となっております。

続きまして、第6章、計画の実現に向けてにつきましては、6-1計画の目標を中心にご説明させていただきます。

まず、地域公共交通活性化再生法につきましては、地域公共交通計画の作成に当たりまして、定量的な目標設定をすることとされております。本計画の素案につきましては、設定した3つの基本方針に対しまして目標を設定し、計画の達成状況の評価を行うことといたしました。

まず、素案の55ページをご覧ください。

6-1計画の目標でございまして、基本方針1、基本方針2、基本方針3、それぞれについて目標を設定いたしました。

まず、基本方針1につきましては、地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成

となっております、こちらは交通ネットワーク形成に対する評価を行うため、公共交通の1日の平均利用者数と、乗合利用圏域のカバー率によりまして、公共交通の利用者の方々のボリュームや利用する可能面積を目標といたしました。また、併せまして、収支の面からも評価を行うため、新たな公共交通の営業係数を目標とさせていただきました。

この3つの中で、一番上の1日の平均利用者数につきましては、本計画期間、令和3年から令和8年までとなっておりますが、この計画期間におきまして、人口減少に越谷市としては転じます。そういったことから、この1日平均利用者数につきましては、目標を維持としております。

また、2つ目の乗合交通利用圏域のカバー率につきましては、こちらは新たな公共交通の導入に向けた新方地区の取組がございます。こちらの取組につきまして、この新方地区のモデル地区の面積を加算した目標値としておりまして、それを踏まえますと、現状の70.5%から6%を足しました目標76.5%としております。

一番最後の新たな公共交通の営業係数につきましては、まだ新たな公共交通の導入がされていない状況でございますので、今年度予定しております公共交通の試験運行後に目標値を設定してまいりたいと考えております。

続きまして、ページ中ほどでございます。

基本方針2、誰もが利用しやすい公共交通環境の整備、こちらにつきましては、公共交通の使い勝手に関するものでありますため、公共交通の満足度を目標といたしました。

第5次越谷市総合振興計画、こちらが令和3年度からできておりますが、こちらにおきましても、公共交通の満足度を目指す姿の達成指標の一つとしており、この達成指標の一つであります目標値を総合振興計画における目標値、70%になっておりますが、こちらと合わせまして今回設定をしております。

続きまして、ページ一番下の基本方針3、「みんなで公共交通に乗って、守り、育てる」意識の定着、こちらにつきましては、公共交通の利用促進についてでありますため、公共交通の利用頻度を目標としております。こちらにつきましては市政世論調査におきまして、公共交通の利用頻度のアンケートを毎年させていただいておりますが、この現状の35.6%から増加させるということを目指しております。

以上のとおり計画の目標を設定しまして、本計画の中間時点及び最終時点で評価を行い、計画の達成状況を図ってまいります。

越谷市地域公共交通計画につきましては、以上のとおり素案といたしました。本日ご意見を

いただきまして、その上で素案を整理、見直しまして、改めて本協議会にて提案させていただきたいと考えております。

議題1の説明につきましては以上となります。

議長 ありがとうございます。

◎質疑

議長 では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手の上、ご発言をいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。どの点からでもどなたからでも結構です。

お願いいたします。今マイクが参ります。

〇〇委員 〇〇です。

50ページの実施事業3-1のモビリティ・マネジメントで、バス教室の開催例というのが三郷市の教育委員会ともう一つ載っていたんですけども、これは越谷市ではまだやっていないということなんですか。

議長 お願いします。

都市計画課 私のほうから回答させていただきます。

越谷市につきましては、まだこのバスの乗り方教室につきましては開催しておりませんので、本来であれば令和2年度に、越谷市が開催しております産業フェスタの中でバスの乗り方教室を開催させていただく予定でございました。ただ、新型コロナウイルスの関係がございまして実施できなかった状況になっております。これを、この考え方を引き継ぎまして、今後バスの乗り方教室のほうを開催できればと考えております。

以上でございます。

〇〇委員 ありがとうございます。

やはりちょっと越谷市の人たち、私の周りでもやはり子供さんがずっと自転車とか、あと親の送り迎えとかが多くて、バスに乗ったことのない人もいるんじゃないかなとか思ったもので、こういう教室とかあると興味も持ってくれるんじゃないかなと思ったので、今ちょっと質問したんですけども、この時期はコロナだから今は無理ですけども、ぜひやっていただいたらいいのかなと思えました。

ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

そのほか、どうでしょうか。

〔発言する者なし〕

議長 よろしいでしょうか。

これまでかなりご議論いただいてきて、今日の結果ですので、じゃ、本日につきましては、今の点、今後の取組についてのご意見をいただいたということで、本日につきましては、この素案について皆様にご意見を伺ったところ、特にそういうご意見がなかったということでございます。

ということで、今後につきましては、この素案を基に、さらに事務局のほうで調整いただくということとしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、本日のこの議題につきましては、そのような扱いとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎ 報告

議長 では、続きまして、報告事項の新方地区のお話については、資料の配付があるということなので、少々お待ちください。

資料は来ましたでしょうか。

それでは、ご説明のほうをお願いします。

都市計画課 都市計画課の関根と申します。こちらのほうから説明させていただきます。

着座にて失礼させていただきます。

今お配りさせていただきましたものにつきましては、こちら地域のほうの周知用のチラシということで配布させていただいたものになりまして、令和3年4月の広報こしがやと一緒に現在地域のほうに配布もしていただいているものになります。

文字が多く書いてあるほうが表になっておりまして、こちら題名については、新方地区乗合タクシーの試験運行についてということで、以前もこの協議会のほうでご説明させていただいた内容になるんですけども、そちらの利用できる方ですとか、利用の期間、利用方法、運行日時、利用料金、登録された施設についての情報を載せさせていただいております。

こちらにつきましては、まだ概要ということで、簡単な内容しか載せていませんが、今後また詳細な内容については周知を行っていきたいなというふうに考えております。

下のほうに書いてあるものなんですけれども、説明用の動画としまして、乗合タクシーについて説明用の動画を作成させていただきました。こちらにつきましては、地域の協議会の方、

またタクシー事業者の方にご協力いただきまして作らせていただいたものになります。下に

二次元バーコードを読み込んでいただくと、越谷市の公式ユーチューブのほうにつながりまして、ここに動画を載せていただいておりますので、こちらのほうで動画のほうを視聴できるような形になっております。

また、右側のページにつきましては、乗合タクシーとはということで、今回、乗合タクシーというのは越谷市初めての導入になりますので、どういったものか分からないという方がいらっしやると思いますので、簡単なQAについて記載しているものになります。

裏面に移りまして、左側につきましては、利用者登録申請書としまして、今回試験運行を行うに当たりまして事前登録が必要ということになっておりますので、こちらが申請書の様式になっております。

右側につきましては、乗合タクシーの乗降施設の図になりまして、乗降できる58施設の位置図となります。

以上が、説明とさせていただきます。今後につきましても地域の協議会の方とタクシー事業者の方、市のほうと三者で協力させていただきます。いろいろ詳細については詰めさせていただきますというふうに考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告は以上になります。

議長 ありがとうございます。

◎質疑

議長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見、ご感想などございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

議長 特によろしいでしょうか。

これにつきましても従来からご検討いただいているということですので、基本的にはこれで進めていただくということになろうかと思えます。

ありがとうございます。

そういたしますと、議題、報告事項、以上となります。

◎その他

議長 その他というのがあります。事務局から何かございますでしょうか。

事務局 事務局より次回の開催日程をお知らせいたします。

今回は令和3年5月7日金曜日、午後2時からの開催を予定しております。

開催通知は後日改めて送付させていただきます。

事務局からは以上です。

議長 その他ということで、何か委員の皆様からご発言ございますでしょうか、何か。

よろしゅうございますか。

そういたしましたら、おかげさまで円滑に議事の運営ができました。議長の任をここで解かさせていただきますので、事務局にお返しします。

◎閉会宣言

事務局 皆様、本日は本市の公共交通施策に関し貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

なお、本日の協議会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づき、越谷市ホームページにて公表させていただきますのでご了承願います。

以上をもちまして、令和3年度第1回越谷市地域公共交通協議会を終了いたします。

皆様ありがとうございました。

午前10時34分 閉会